

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和2年5月26日（火）

午前10時00分開会，午前11時25分閉会

場 所 第1委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - （1）教育委員会関係
 - （2）保健福祉部関係
 - （3）その他
 - 4 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	福田	一夫
副委員長	矢口	勝雄
委 員	田子	優奈
委 員	奥谷	崇
委 員	目黒	英一
委 員	塚原	圭二
委 員	下村	壽郎

欠席委員（1名）

委 員	鈴木	一彦
-----	----	----

説明のため出席した者（25名）

副市長	東郷	和男
副市長	栗原	正夫
教育長	井坂	隆
教育部長	羽生	元幸
参事	菊池	正和
教育総務課長	藤井	徹
学務課長	田中	裕之

文化生涯学習課長	中澤 達也
スポーツ振興課	根本 卓也
第一学校給食センター所長	寺崎 敏彦
第二学校給食センター所長	多田 宏
図書館長	大貫 三千夫
指導課長	中山 弘
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場考古資料館副館長	黒澤 春彦
保健福祉部長	塚本 哲生
社会福祉課長	平井 康裕
障害福祉課長	加藤 史子
こども福祉課長	菊田 宏巳
こども相談課長	中川 光美
高齢福祉課長	水田 和広
国保年金課長	元川 宏
健康増進課長	羽成 信明
つくしの家所長	中村 孝一
療育支援センター所長	直井 洋明

事務局職員出席者

係 長 小野 聡

傍聴者（なし）

○**福田委員長** ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。では、早速、協議及び報告事項に入ります。教育委員会から行います。まず、議案関係 1 土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について執行部より説明をお願いします。執行部より説明をお願いします。

○**中澤文化生涯学習課長** 資料の 1 ページをお願いします。土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。本議案は、厚生労働省令の改正に伴いまして、本市条例の一部を改正するものでございます。改正の内容につきましては、3 ページの新旧対照表をご覧ください。表の中央、改正前の条文の欄、第 10 条第 1 項に放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないと定め

られております。この支援員につきまして、同条第3項中、放課後児童支援員は、都道府県知事または指定都市の長が行う研修を終了したものでなければならないとされておりましたが、厚生労働省令の改正において、放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限に中核市の長が追加されたことから、表の左側の欄でございますが、改正後の条文では、指定都市の次に若しくは同法第252条の22第1項の中核市を加える改正を行うものです。なお、中核市は人口20万以上の市ですので、条例改正に伴う本市への影響は特にございません。1ページにお戻りください。3番目の施行日ですが、この条例は、公布の日から施行するものです。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○福田委員長 それでは次、報告事項に移ります。1 上大津地区小学校適正配置事業のスケジュールについて執行部より説明をお願いします。

○田中学務課長 学務課でございます。資料の4ページをお開き願います。上大津地区小学校適正配置事業のスケジュールについて、ご説明させていただきます。令和2年2月の事前文教厚生委員会での説明では、適正配置のスケジュールにつきまして、令和2年3月に第6回検討委員会を開催し、3つの候補地である上大津東小学校、土浦第五中学校付近、土浦第五中学校隣接に対する最終提言をいただき、令和2年度は、4月に提言内容の住民説明会、5月に統合校の通学区域に関する学区審議会への諮問答申を経て、上大津地区小学校適正配置実施計画を策定し、6月議会で報告する予定として報告いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により、3月の第6回検討委員会開催時には3つの候補地説明のみ実施し、4月から5月にかけて委員の皆様から意見集約を改めて行う予定でございましたが、今般、新型コロナウイルス感染症拡大による影響からスケジュールをさらに見直さざるを得なくなりました。したがって、今後の適正配置事業のスケジュールを資料のとおり見直し、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご報告いたします。スケジュール案としましては、5月から7月にかけて書面審議を3回程度行う予定ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、適正配置検討委員会を開催したいと考えております。また、7月には適正配置検討委員会から、上大津地区小学校適正配置実施計画の最終提言いただき、8月には、文教厚生委員会の皆様に最終提言を報告後、地域住民を対象とした説明会を開催したいと存じます。9月には、上大津地区小学校適正配置実施計画最終提言を議会全員協議会に報告後、学区審議会へ諮問し、その答申を受け、10月には教育委員会で上大津地区小学校適正配置実施計画を策定いたします。12月には議会に上大津地区小学校適正配置実施計画を報告したいと存じます。説明は以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○福田委員長 それでは次に移ります。2 土浦市立学校給食センター内覧会及び完成記

念式典の開催について執行部より説明をお願いします。

○**田中学務課長** 資料の5ページをお願いします。土浦市立学校給食センター内覧会及び完成記念式典の開催について、ご説明いたします。平成30年9月から建設工事を実施しておりました新しい学校給食センターの工事が完了する運びとなりました。つきましては、市議会議員の皆様に対し、内覧会及び完成記念式典を実施いたします。1の内覧会の開催につきましては、日時は6月18日木曜日の午後3時からとなります。7月中旬に調理場内の消毒を実施する前の期間を利用し開催いたします。議員の皆様への案内通知は、事前文教厚生委員会でお知らせした後、6月2日の議会初日にお渡しする予定です。2の完成記念式典につきましては、令和2年8月21日金曜日午前11時30分から開催を予定しております。いずれも、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたうえで実施する予定でございます。こちらにつきましては、詳しい内容につきましては、後日通知をいたします。また、8月26日水曜日に調理・配送リハーサルを実施いたします。新しい学校給食センターは、食器を先に運び、後から食缶を運ぶ二段階配送による配送方法や、移転に伴う配送ルートの変更などがあるため、時間内に調理・配送し配膳できるよう調理・配送のリハーサルを実施いたします。なお、市立小中、義務教育学校の児童生徒に対しましては、当日、給食の試食会を実施いたします。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。3令和2年度ヒューナックアクアパーク水郷の営業中止について執行部より説明をお願いします。

○**根本スポーツ振興課長** 資料6ページをお願いいたします。令和2年度ヒューナックアクアパーク水郷の営業中止についてご報告させていただきます。今年度の営業につきましては、7月11日から8月31日までの52日間を予定しておりました。これまで、新型コロナウイルスの感染拡大防止の対策を図りつつ、営業できないかを検討して参りましたが、万全な感染防止対策は難しいとの判断から今年度の営業を中止するものでございます。まず、参考までに、1令和元年度の入場者等の状況を記載してございます。7月13日から9月1日までの51日間で、天候により3日間休場いたしましたので、実質48日間の営業でございました。その間の入場者数は、オープン以来最高の7万7,586人、8月11日には、1日最高入場者数4,857人を記録し、まさにイモ洗い状態の混雑でございました。続きまして、2営業にあたっての課題でございますが、この様な状況の中、これまでの新型コロナウイルスの感染状況等を考慮し、今年度の営業にあたっての課題等について検討して参りました。括弧1としまして、1から6において3密対策等の徹底した感染防止対策を図ることが難しいもので、まず、1入場改札時では、混雑時は約300人の入場待ちの状態となり、2メートルの間隔を保つことが難しいこと。入場者の体調チェックや住所・氏名の確認が必要となること。2ロッカールーム、シャワールームでは、特に3密状態が想定されるため、利用人数の制限等が必要となること。

3 プールサイド、プール内では、混雑時のプールサイドや流れるプール内のイモ洗い状態による密集、密接を避けるため、入場制限等の対策が考えられますが、現実的に2メートルの間隔を保ったプール内での行動の徹底は難しいこと。プール内でのマスク着用はできないことから、大声の発声等による飛沫感染のリスクを排除できないこと。4 売店では、行列の整理が必要となること。5 消毒作業の徹底については、・発券機、ロッカー、トイレ、ドアノブ等のこまめな消毒作業が必要となること。括弧2としまして、市外からの来場者の割合が多いこと。入場者の約7割は市外在住者でございます。括弧3としまして夏休み期間の短縮が予想されること。学校の臨時休校の影響により、夏休み期間の短縮が予定されております。児童・生徒の来場機会が減少すること。これらを受けまして、3営業の中止について、でございますが、記載のとおり新型コロナウイルスの感染防止を図るため、入場者数の制限や消毒の徹底等の各種対策を検討しましたが、完全な感染対策を施すことは困難であり、感染リスクを排除できないことです。また、茨城県社会経済活動再開の基本方針において、今後ステージ1への移行が見込まれております。ステージ1においても不特定多数が参加する大規模なイベントについては自粛と記載してございますが、最新情報では段階的に人数制限が緩和されるようですが、完全な対策が取れないことから、今年度の営業は中止とするものです。なお、ちびっ子プールの無料開放、5月6月及び9月についても中止するものです。また、公表につきましては、この事前委員会終了後、正副議長に報告するとともに、議員及び教育委員の皆様と連絡後に、記者クラブへの投げ込みをしたいと考えております。以上になります

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**矢口副委員長** 市外入場者は7割とあり、意外に感じましたが、参考までにこのデータはどのように取られたのですか。

○**根本スポーツ振興課長** シーズン中に来場者アンケートの結果により出た数字でございます。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何かありますか。

○**中澤文化生涯学習課長** 文化生涯学習課です。5月24日にリニューアルオープンいたしました、クラフトシビックホールのパンフレットとリーフレットを配布させていただきましたので、後ほどご覧いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 委員の皆さんから何かありますか。

○**目黒委員** 前回の委員会で医療従事者の家族の生徒や感染者の家族の児童生徒への配慮の質問をさせていただいたのですが、昨日おとといとSNSで誹謗中傷を受けたプロレスラーが自ら命を絶たれた事件が報道されています。明日から学校が再開さ

れるにあたり、SNSを停めることはできないのですが、コロナに関係なく学校が再開するタイミングで、今一度、生徒児童にSNSの利用方法の教育の場を新たに設けるなりしていただければなと考えまして。今日の朝のニュースでアメリカのアプリで投稿する際に警告文が出るのがあるそうです。投稿する前に考えましょうと警告が出るアプリだそうです。今一度SNSを利用する際のルールや自分が投稿するところということがあるなという指導の場を設けていただければな。そのような場を予定されているのか教えていただきたい。

○中山指導課長 SNSに関しましては誹謗中傷は絶対にあってはならないことだと考えております。学校が再開いたしましたら今一度各クラス単位と致しましてSNSに関する使い方、間違った使い方はいけないということを再度徹底して学校より児童生徒に指導していきたいと考えてございます。

○目黒委員 よろしく願いいたします。

○福田委員長 他にありますか。

○下村委員 本年度の市民体育祭というのは、今の段階でどのような考えですか。

○根本スポーツ振興課長 現在検討している状況であります。例年ですと6月下旬に地元の区長さんですとか、体育協会の会長さんですとかに集まっていいただいて説明会をするような流れなんですけど、なるべく早く今後どうするかを、各地区の実行委員会を作って開催しておりますので、体育協会の副会長が各地区の会長さんをしておりますので、会長さんの意見を聞きながら今後どうするか検討して参りたいと思います。

○下村委員 あと学校関係で登校でスクールバスを使っているところの関係で3密対策はどんなふうにするのか。それと学校のプールの使用をどうするのかというのを伺いたいんですけど。

○中山指導課長 スクールバスに関してでございます。学校が始まりまして通常通り運行を予定しておりますが、ただ3密を防ぐという観点から定期的に窓を開けて換気を行う。あるいは児童が乗車する前に各家庭で検温をして体調不良の児童に関しましてはバスに乗せないで自宅休養をしていただくとか、あるいはバスの運行が終わりましたら、バス会社をお願いすることになりますが消毒をしていただくという対策を取りながらバスの運行を進めていきたいと考えております。続きまして水泳授業に関しましては、結論から申しますと学校での水泳指導は中止ということで決定させていただいております。理由と致しましては、文部科学省より新しい学校生活スタイル、学校の新しい生活様式という通達がきていまして、その中で水泳指導に関する通知もきていまして、十分な感染予防対策を講じてから水泳の指導を行うようにということでございますが、ただドアノブやシャワーなどの消毒、あるいは体調の優れない児童生徒の参加を見合わせたり、または水泳におきましては児童生徒が手をつないで、バディーと申しますが、そういったことで密着してしまうおそれもございますし、また更衣室に関しましては、非常に密接する空間でございます。そして文科省の通知の中では、2メートルの距離を確保しながら水泳指導を行わなければなら

ないという指導もございまして、そういった対策ができるという条件で水泳を開始しなさいということでございましたので、こういったことを鑑みまして、児童生徒の感染拡大防止はなかなか難しいという判断をしまして、本年度はやむなく中止とさせていただきます。

○**下村委員** あと1つ。テレビでも報道されたんですけど、子どもたちが学校に通い出したら手洗い場の蛇口のノブをレバーに変えたりしている自治体があったんですけど、土浦市はどういう対応を、したかしてないかを教えてください。

○**中山指導課長** 現在そのような対応は今のところしておりません。ただ蛇口を触るということに関しまして、感染ということが非常に考えられますので、対策と致しましては、例えば休み時間のたびに感染予防を施した教員が蛇口をひねり水を出しっ放しにしておいて、そこで児童生徒に手洗いをさせる。休み時間が終わりましたら教員が蛇口を閉めると。そういう対策を施しながら対応を進めていきたいと考えております。また水道に関しましても立つ位置を床に明示しておきまして、ソーシャルディスタンスを保たせるような対策を各学校で現在しているという状況でございます。

○**下村委員** あと一つ。皆さん感染防止対策をお考えいただいているなと感じました。ありがとうございます。特に現場で指導する方は大変ですから、皆さんでご支援していただけますようお願いします。あと最後に教育部長に。この前回の教育委員会のほうで学校給食費について返還するという話しを検討しますとのお答えをいただいたと思うんですけど、どういうことになったか教えていただきたい。

○**羽生教育部長** 先日のお話を受けまして、学校の給食部会の先生とか事務の代表の方に先週お集まりいただきまして、学務課の方で協議の場を設けてございます。詳細につきましては学務課長から説明をさせます。

○**田中学務課長** 学校現場の意見と致しましては、返還作業に関しましては、様々な事務量が増大すること。金融機関の書類等まで相当の時間がかかるという意見をいただきました。また、学校にお聞きしたところ、学校再開の給食につきましては調整するという文章を教育委員会と学校長とで協議中だという文章を出したのですが、現時点で保護者から返金を望むという声は出ていないということで、学校長及び学校事務員の代表者からは9月以降の分に充当するということでお願いできないかと、現時点では報告を受けております。

○**下村委員** あの、相当な期間とかお話があるんだけど、全体的にもう一度整理して教えて欲しいのが、市内全校のうちどれだけの学校が給食費を自動引き落としをしてしまったのか。もう1つは金融機関をとおして返還するとおそらくお金がかかるということ。引き落としちゃったんだから引き落とした方の問題であるという風に感じるんですね。だからその辺をもう一度細かい話になるんだけど何校引き落とししてしまったんですか。

○**田中学務課長** 4月分を引き落とししているところは17校、5月分まで引き落としをしているところは6校でございます。金融機関で振り込みをしますと手数料

は児童生徒数によっても変わるんですが、1校あたり15万から20万と。それぐらいを予想しております。

○**下村委員** 校長先生とか学校はそう言うと思うんですけど、おっしゃったんでしょうけど、私、地元で聞いたんですよ。引き落とされましたか。引き落とされていますと。学校を信頼しているから文句は言わないんですよと言っていました。だけど引き落としていることについては連絡いただきたいというのは本音ですよって。引き落としてしまったという通知とお詫びとかそういう連絡が来ていませんよということですよ。それと学校を信頼しているから文句を言っていないんですよ。けれども数名に聞きましたけど保護者の方に。返してくださいという人は2人いました。10人はいかないけど6人くらいかな。返してくださいというのは2人いましたよ。本音で言えば間違いは間違いなんだから、間違えましたという通知文とお詫びを出していくべきではないかなと感じました。あと、もう1つ3月分というのはどういう風に精算するんですか。教えてください。

○**田中学務課長** 最初の下村委員からのご指摘は学校の方に通知文は作成するよう進めておりますので、その辺について学校に通知を出したいと思います。3月分については4月分の方に充当して、卒業した方についてはお返ししているんですが、4月分に充当されていて、その分を今度は何月に充てるかと言うことを現在検討中でございます。

○**下村委員** あのそれで私が委員会で言いましたけど、土浦市の市の考え方は児童扶養手当をもらっている方には1万円を市独自で出しますよという政策が発表されているにも関わらず、引いちゃったものを返せないというのがおかしいでしょというのが言いたかったというのが、今回も言いますけど。市の政策と逆行するのではないかな。実は学校に行って聞いたんだけど、止めなさいという見積もり連絡ってきちんといただいたのかなって話をしているし、ちょっとよくわからないんだよね。しっかりと指導や通達をしていないからかどうかわからないんですけど、やっぱりこのコロナウイルスって国でプラス3万円とか5万円とか言っているわけですから、これを返すのが9月ですよというのが通るのか通らないのか、皆さんの良心の問題だからこれ以上は言いませんけどご検討いただければと感じます。

○**福田委員長** では以上で教育委員会は終了します。お疲れ様でした。続いて保健福祉部を行います。協議及び報告事項に入ります。まず、議案関係1土浦市国民健康保険税条例の一部改正案について執行部より説明をお願いします。

○**元川国保年金課長** 国保年金課でございます。土浦市国民健康保険税条例の一部改正案について説明させていただきます。資料1ページをお願いいたします。本件につきましては、5月の臨時会の事前委員会でも状況を報告させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について、今般、国から基準が示され、減免の対象となる保険税が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものとされましたことから、遡及しての適用を可能とするため、本条例の一部改正を行うものでございます。減免の概要につきま

しては、対象となる世帯と減免割合といたしまして、まず、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯は、減免割合は全部となります。次に、新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、ローマ数字の i から iii でお示した内容の全てに該当する世帯が対象となります。i から iii の内容については、事業収入等のいずれかの収入について 3 割以上の減少が見込まれること、また、前年の合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下であること、そして、減少が見込まれる事業収入等に係る所得を除いた前年の所得の合計額が 4 0 0 万円以下であることとなっております。減免割合については、下の表のとおり、それぞれの状況に応じて 2 割から全部となりますが、表の下にアスタリスクでお示した、事業の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、全部が免除となるものでございます。資料 2 ページをお願いいたします。減免の対象となる保険税につきましては、冒頭でも説明させていただきましたが、令和元年度及び 2 年度の保険税で令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限が設定されているものとなります。減免に要する費用につきましては、特別調整交付金等により国から全額が支援されることとなっております。令和元年度分の保険税は、特別調整交付金により全額が、また、令和 2 年度分の保険税は、1 0 分の 6 が災害臨時特例補助金、1 0 分の 4 が特別調整交付金により支援されるものでございます。改正内容につきましては、本条例で規定しております納期限までという減免申請の期限について、申請時期にかかわらず減免を適用できるよう、資料に記載の減免の特例に関する 1 項を付則に加えるものでございます。本条例につきましては、公布の日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係 2 土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について執行部より説明をお願いします。

○**菊田こども福祉課長** 資料 3 ページをお願いします。土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明させていただきます。土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と、次に説明する土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例との関連がありますので合わせて説明をさせていただきます。土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、市が認可する事業としての地域型保育、すなわち 0 ～ 2 歳児の保育施設の設備運営基準、建物面積、保育士数等を定める基準でありこのあと説明させていただきます、土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、平成 2 7 年度からこども子育て支援制度における保育等に係る給付を行う事業についての運営基準を定めているものでございます。それぞれにおいて、地域型保育、0 ～ 2 歳児、の事業所が、その卒園後の受入先確保のための連携施設を確保する必要性を定めておりますが、

今回の改正では、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とするものです。同趣旨の改正でございます。1 番の改正の理由ですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、連携施設の確保に関する規定等について改正があることから、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。2 番の改正の内容ですが、家庭的保育事業者等による保育の終了に際して、卒園後の受け入れ先としての連携施設の確保が求められておりますが、今回の改正で、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とするよう基準を緩和するものです。土浦市の状況ですが、地域型保育の事業者は8施設ある中で、連携施設を確保できていない施設は、キッズランドなないろ、どんぐり保育園の事業所内保育部分の2施設ですが、市側での対応として、卒園後の転園手続きの際、引き続き教育・保育の提供が受けられるよう、該当児童の優先度を高くする対応策をとることをしており、これにより必要な策を講じていることになり、今回の改正により、今後の連携施設の確保は不要になります。また、居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合に関する定めについて、基準を緩和するものです。土浦市ではこの居宅介護型の該当施設はございません。基準緩和につきましては、現在乳幼児の保護者が夜間及び深夜に従事する場合という現在の規定に加えて、保護者の疾病疲労その他の精神上環境上の理由で、家庭において乳幼児を保育できない場合というものを付け加え、利用可能になる改正でございます。3 番の施行日は公布の日です。説明は、以上でございます。

○**福田委員長** 続いて、議案関係3 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案についても説明をお願いします。

○**菊田こども福祉課長** 続きまして、資料4 ページをお願いします。土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明させていただきます。1 番の改正の理由ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準において、連携施設の確保に関する規定等について改正があることから、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。2 番の改正の内容ですが、先ほどと同様で、家庭的保育事業者等による保育の終了に際して、卒園後の受け入れ先としての連携施設の確保について、今回の改正で、保護者の希望に基づいて教育保育の提供を受けられるような措置が講じられている場合には、連携施設の確保を不要とするよう基準を緩和するものです。3 番の施行日は公布の日です。説明は、以上でございます。

○**福田委員長** 2 つの条例改正について委員の皆さんから質問をお願いします。

○**下村委員** 2 つの内容とも同じところがありますが、卒園後の転園手続きの際、引き続き教育保育を受けられるよう、該当児童の優先度を高くする対応策をとっているところについて、具体的にどういうふうにするのか教えていただきたい。

○**菊田こども福祉課長** 入所調整というのがございまして、保護者と面談をし、状況を聞いた上で点数付けをしているんですけど、その際に保育施設で入れる場合、点数

を加算するようなことを行いまして、受け入れ先に優先的に受け入れていただけるような調整をしております。あと、3歳以降の保育施設につきましては比較的余裕がある状況でございまして、受け入れ先の確保はできている状況でございます。

○**下村委員** 今までこの件は連携先がないとだめだったんですけど、これで連携先がなくても、引き続き教育保育の提供を受られるような措置が講じられている場合にはという文言がありますので、結局は土浦市では受け入れ先を見つけてあげるよと言うことなんですか。

○**菊田こども福祉課長** 幼稚園の場合と保育所の場合がございまして、幼稚園の場合は本人が希望して幼稚園に手続きを取る。あとは保育所の場合は入所調整をして市の方で調査をするということでございまして、そこは保護者の希望によります。

○**下村委員** 保護者の希望はいいんですけど、連携先がなくても良いですよという言い方をされたので、結局土浦市がその手続きをしてくれるということなんですか。

○**菊田こども福祉課長** 入所の調整を行うことによって手続きをしているという状況でございまして。

○**下村委員** わかりました。ありがとうございます。これってよりその先の、引き続き教育保育の提供が受けられるってあるんですけど、市が施設を見つけてあげるのも大切なんですけど、連携施設の確保をできていない施設で、キッズランドと、どろり保育園をちゃんとできるように引き続きしてあげることも指導してあげなくてはと感じたんです。その辺はどうなんでしょうか。

○**菊田こども福祉課長** ご指摘のように事業所が連携施設を確保することが前提でございまして、ご指摘の通りだと思います。

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係 4 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正案について執行部より説明をお願いします。

○**元川国保年金課長** 国保年金課でございまして。土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正案について説明させていただきます。資料 5 ページをお願いいたします。本件につきましては、本市の医療福祉費支給制度、通称マル福の助成対象のうち、小児分については、市単独助成対象を拡大するために、本条例の一部改正を行うものでございまして。改正内容につきましては、まずは、現在の本市の助成対象については、資料中ほどに図を掲載させていただきましたが、白でお示しした県制度の部分、具体的に申し上げますと、県の所得制限の範囲内における小学 6 年生までの外来と、高校生相当までの入院に加えまして、グレーの部分、具体的には、県制度で対応していない所得制限の範囲内における中学生相当の外来と、所得制限を超える中学生相当までの外来及び入院について、市単独により対応しているところでございます。今回の改正により、令和 2 年 10 月診療分から、この助成対象を、図中の黒でお示しした部分、高校生相当における所得制限の範囲内の外来、及び、所得制限を超える外来・入院まで拡大することにより、実質、所得制限を撤廃することで、子育て世帯の医療費負担の軽減を図るものでございます。その他、合わせて、国民健康保険法の改正に伴う文言の修正等を行うもので、助成対象の拡大に係る改正規定につ

きましては、令和2年10月1日から、文言の修正等、その他の改正規定については、公布の日から施行するものでございます。なお、本件につきましては、広報紙やホームページへの掲載等により周知を図ってまいりたいと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**下村委員** 今までは高校生が対象外であったと思うんですけど、これをやることによりどれくらい予算は考えていますか。

○**元川国保年金課長** こちらの方は昨年度の政策経費で要求しておりまして、中学生の31年4月から8月分の実績、市の負担額とか件数とか伸び率とかを計算しておりまして、算出した金額は5箇月分で予算につきましては1,938万円を計上しております。

○**下村委員** 他市町村でもやっているところがあって、高校生になるとお医者さんにかかる割合が低くなるんだということをデータで示しているところもあるから大変素晴らしいことだなというふうに感じております。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** 他にありますか。

○**福田委員長** 無いようですので、それでは次に移ります。議案関係5生活困窮者自立支援事業の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○**平井社会福祉課長** 社会福祉課です。事前委員会資料6ページをお願いします。令和2年度土浦市一般会計補正予算案生活困窮者自立支援事業についてご説明いたします。1番、補正の理由ですが、生活困窮者の自立支援策のひとつであります住居確保給付金につきましては、離職又は自営業の廃止後2年以内で、経済的に困窮し、住居を失っている方、又は、住居を失う恐れがある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、土浦市社会福祉協議会が窓口となり、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うものであります。今般、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、休業等に伴う収入減少により離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大する必要があることから、令和2年4月20日から支給対象者が拡大され、離職、廃業から2年以内または、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方も支給の対象となりました。更に、4月30日からは、熱心に求職活動を行うこと要件として、公共職業安定所における求職の申し込みが不要となったこと等によりまして、新規の申込件数が増加しており、当初予算では不足が生じる見込みのため、増額補正をお願いするものです。2番、事業概要に記載の通り、世帯人数に応じて支給額が決められております。生保の住宅扶助上限額となっております。収入要件や、資産要件等を踏まえた審査後に、原則の支給期間である3ヶ月分の支給を行うものですが、引き続き収入を得る機会が減少している場合は、最長で9ヶ月まで延長が可能となっております。なお、支給方法は、賃貸住宅の大家等へ、代理納付されるものでございます。なお、9月末までの住居確保給付金見込み額につきましては、3番に記載の通り、直近の9日間の支給件数の実績を踏まえて、表

に記載の通り、1日平均の申請世帯数が約2件、支給額の平均は3万7,600円のため、給付見込分として、1に記載とおり、2,098万800円としてございます。これは5月16日から9月30日の平日93日に1日当たり2件の申し込みがあったとしまして186世帯となっております。更に、4月から6月の申請見込者82世帯が、引き続き3箇月間の給付延長の申請を行った場合の見込分として、2に記載のとおり、924万9,600円を見込みまして、当初予算残額から差し引きました、2,980万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、補正予算額につきましては、次ページをお願いします。初めに歳入につきましては、生活困窮者自立支援事業負担金としまして、国庫負担分が4分の3となることから、2,235万3,000円、歳出については、9月末までの給付見込分として、2,980万5,000円の増額補正をお願いするものです。説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**下村委員** 生活困窮者自立支援事業につきまして、新聞に出ていましたが水戸市では生活保護申請が約40パーセント増えていると報道があったと思うんです。そうすると、土浦市でもこのコロナの関係で困窮者が増加してくるとしたときに、1日平均2世帯と見込んだ場合186世帯が申請することになるということで、説明がありますけど、この辺、この推測の範囲というのは妥当な感じなんですか。

○**平井社会福祉課長** 現在の生活保護相談件数なんですが、昨年4月201件でございました。今年の4月で246件ということで、件数的には若干増えているということでございます。また申請件数でございますけど、昨年4月55件。本年4月60件と相談も多いんですが申請には至っていないという状況でございます。収入が減った又は雇い止めにあったなど、そういったところで家賃相当の収入が得られなかった方につきましては、例えば社協の小口融資ですとか、住居確保給付金のほうで家賃相当の上限がありますが、それを給付することによって生活保護に至っていないという状況もございます。件数なのですが5月22日現在30件の申し込みがございまして、これまでの給付件数、4月3件を含めまして33件の申し込みがございました。ほぼほぼこの件数でいけば9月まではどうにかと。また、不足した場合には9月の方で補正をお願いすることもあるかと思ひます。

○**下村委員** 土浦市社会福祉協議会を窓口にして就労支援を実施し、住居及び就労機会の確保にてと。就労機会が無くなるから大変なんで。この辺社会福祉協議会だけが窓口っていう、窓口は一つの方が良いでしょうけど、その窓口にはどういう関係。例えば社会福祉協議会の方だけなのか、関係機関からその窓口に出向してもらってわかる人がいるのかお伺ひしたい。

○**平井社会福祉課長** 住居確保給付金に関しては窓口を一本化しておく必要があるかと思ひます。あと、生活相談ですとか、生活保護に至るまでのご相談は社会福祉課の窓口でも随時受付をしてございます。そのときに就労意欲のある方は就労支援の担当がおりますので、そちらの方を通じまして斡旋といいますか、ご紹介をさせてい

ただいております。社協だけではなくて連携を取りまして、こちらでご相談を受けたものを話して、社協の方でご相談のあったものは生活保護に至る前までのご相談であれば社会福祉課で受けたりということで、相互連携して行っております。

○**下村委員** 要するにたらい回しというか、よく言いますけど、あっち行ってくれ、こっち行ってくれって。そういったことが皆さん相談に来た方が困っているにも関わらずそういったことが発生すると。そういったことを防止する意味で連携を深めてもらって、速やかな申請、受給というところに繋がるようにしていただけるようお願いします。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係 6 地域密着型老人福祉施設整備推進事業及び老人福祉施設開設準備経費助成事業の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 高齢福祉課です。保健福祉部委員会資料 8 ページをお願いいたします。令和 2 年度土浦市一般会計補正予算となります。1 補正の理由です。昨年度県に要望をしておりました、令和 2 年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金について、本年 5 月 7 日付で補助対象となる内示がありましたことから、今回増額補正をお願いするものです。2 事業概要です。1 つ目が、両括弧 1 地域密着型老人福祉施設整備推進事業です。介護施設の整備に要する経費を助成するもので、その対象は整備に係る工事費等で、整備する施設は、小規模多機能型居宅介護事業所です。地域密着型とは、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように、地域ぐるみで支援する仕組みで、サービスを行う事業所は市区町村が指定し、原則としてその地域に住民票がある人のみの利用となります。小規模多機能型居宅介護とは、ひとつの事業所で通いを中心に、訪問介護、泊まりを組み合わせ、利用者のお体の状態に応じて受けられるサービスで、在宅生活を支援するものです。複数のサービスを同じ事業所で行うことから、顔なじみの職員からサービスを受けられるというメリットがあります。今回の事業主体は、有限会社ケア・コンフィデンスです。施設概要ですが、建設予定地は荒川沖 6 番 6 3 8、木造 2 階建、敷地面積 9 2 9 平方メートル、延床面積は 7 8 6. 8 2 平方メートルとなります。開設時期については本年 1 2 月を予定しております。補助予定額は基準額が定額で 3, 3 6 0 万円、財源は県の補助金 1 0 分の 1 0 です。2 つ目が、両括弧 2 老人福祉施設開設準備経費助成事業です。ご説明申し上げた施設を整備するにあたり、開設時から安定した質の高いサービスを提供する体制整備を図るため、開設準備に要する経費を助成するものです。対象経費は、工事請負費以外の需用費や備品購入費などとなります。補助基準単価は、宿泊定員一人当たり 8 3 万 9, 0 0 0 円で、現在 9 人の入所を予定していることから、7 5 5 万 1, 0 0 0 円となります。こちらも財源は県補助金 1 0 分の 1 0 となります。9 ページをお願いします。3 補正予算額です。歳入は、1 7 款県支出金 3 節老人福祉費補助金 4, 1 1 5 万 1, 0 0 0 円。歳出は、

3 款民生費 1 8 節負担金補助及び交付金。2 つの補助金合わせて歳入と同額の 4, 1 1 5 万 1, 0 0 0 円となります。説明は以上です。

○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 これは同じ施設に 2 つの補助金が出るということですね。

○水田高齢福祉課長 おっしゃるとおりでございます。整備にかかる費用と開設にかかる費用別に助成を行うものでございます。

○下村委員 こういう補助金を出すに当たり事業主体に対する調査というのはどういうふうにされていらっしゃるのでしょうか。

○水田高齢福祉課長 昨年度中に県の方に施設側から施設概要についてさせていただいて、県の方でその施設が土浦市に必要なという判断をしていただいております。

○下村委員 これから開設するとか始まるので、コロナ感染症によって運営がうまくいくのかいかないのかあるんだろうと思いますが、そういったことは一切関係せずに、これは補助金だから出しちゃいますよということですね。

○水田高齢福祉課長 委員お見込みのとおりでございます。現状でのコロナの部分での兼ね合いですとか、そういう部分は施設の方で今回建設を予定しております道路の南東側でグループホームを運営している事業者ですので、その辺につきましても掌握されている事業者でありますので、今こういう時期ではありますけど、施設の整備は随時図っていくと。市の方でも小規模多機能型居宅介護はこれが 2 施設目になります。現在中央 2 丁目の方で土浦の里というところが小規模多機能型居宅介護を運営しておりますけど、2 施設目になりますので、これから施設整備を求められるかと思っておりますので、市としてはありがたいお話だと思っております。

○福田委員長 それでは次に移ります。議案関係 7 就学前児童がいる世帯への独自給付金事業の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○菊田こども福祉課長 就学前児童がいる世帯への独自給付金事業の補正予算案について説明させていただきます。資料の 1 0 ページをお願いします。1 番の補正の理由については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、市内の公立小中学校、義務教育学校、公立幼稚園へ通う子どもの給食費を 2 箇月分無料化したことと合わせて、就学前の児童がいる世帯に、給食費相当の食費支援として、市独自の給付を行うことによる増額補正を行うものです。2 番の事業概要については、令和 2 年 3 月 3 1 日を基準として、対象となる 0 から 5 歳児、かつ、令和 2 年 6 月 3 0 日に本市に住民票がある児童 1 人につき 1 万円の給付を行います。3 番の事業内容については、対象者数は約 6, 0 0 0 人、給付額は 1 人あたり 1 万円、申込みは不要、給付費は令和 2 年 8 月中を予定しております。給付費 1 万円の単価設定につきましても、小中学校の給食費負担額が 1 万円弱であること、保育施設の副食費が 4, 5 0 0 円、主食費を 5 0 0 円程度みて 1 箇月当たり 5, 0 0 0 円、2 箇月分で 1 万円と設定したものです。4 番の補正予算額については、歳出については、事務費及び補助金の合計 6, 1 8 6 万 1, 0 0 0

円を見込んでおります。歳入は一般財源です。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**下村委員** 素晴らしいことだなと思います。本当はずっと続けて欲しいんですけど、2ヶ月に1回ずつ年間通してやっていただけるとありがたいと思いますが、なかなかできないでしょうけど。少子化の中でやっぱり大切なというふうに思います。素晴らしい事業だと感じました。以上です。

○**田子委員** これは先に通知をしてチェックをして返送というのを経て給付になるのでしょうか。

○**菊田こども福祉課長** その点について迅速な給付ということから検討中ということでございます。

○**福田委員長** 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係8 私立保育園整備事業の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○**菊田こども福祉課長** 続きまして、11ページをお願いします。私立保育園整備事業についてご説明いたします。1番の補正の理由については、保育施設整備事業に係る国庫交付金について、交付金額が当初予算額に対して増額となることに伴う増額補正を行うものです。2番の事業概要については、施設整備に要する経費の一部を補助することにより、子育て環境の整備を図るものです。3番の事業内容については、対象施設は、認定こども園もみじこども園です。整備内容は、移転先となる旧第二幼稚園の増改築です。補助制度は、保育所分と幼稚園分とがあり、保育所分は保育所機能部分として保育所等整備交付金があり、補助対象額に係る負担割合は、国3分の2、市12分の1、事業者4分の1です。幼稚園部分は学校教育機能部分として認定こども園施設整備費交付金があり、補助対象額に係る負担割合は、国2分の1、市4分の1、事業者4分の1です。学校教育機能部分については、国の2分の1負担のうちの一部が県を通して交付されます。4番の補正予算額については、歳入で国負担分の合計181万7,000円です。このうち、学校教育機能部分の一部が県を通して交付されることから、国庫支出金が1,253千円、県支出金が56万4,000円となっております。歳出は、国負担分と市負担分を合わせて支出するもので、当初予算に対する増額分225万5,000円です。以上となります。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係9 生活保護対策事業の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○**平井社会福祉課長** 社会福祉課です。事前委員会資料12ページをお願いします。生活保護対策事業についてご説明いたします。1番、補正の理由に記載のとおり、平成30年6月の生活保護法の改正に伴い、単独での居住が困難な生活保護者に対して、支援体制など、一定の要件を満たす日常生活支援住居施設において、食事や洗

濯等の家事，服薬の管理や金銭の管理等，必要な日常生活上の支援を提供する仕組みが創設され，令和2年10月から，日常生活支援住居施設に委託が可能となったことから，2番の事業概要に記載のとおり，生活保護費や委託費の計算を行うための，生活保護システムについて，制度の改正に合わせて改修を行うもので，システム改修費や，改修に向けたスケジュール等，改修の概要が本年4月に示されたことから，システム改修費用の増額補正をお願いするものです。なお，当該システムの改修費用は，3番，補正予算額に記載の通り，国庫補助金の対象となりますことから，歳出予算の今回補正額66万円に対して，歳入分の補正額として，補助率2分の1であります，33万円の増額補正をお願いするものです。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○**福田委員長** 以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何か執行部からありますか。

（「なし」の声あり）

○**福田委員長** 委員の皆さんから執行部に，何かありますか。

○**下村委員** せっかく良いことをやっているんだけど，土浦市はPR不足で何かうまいことを考えてPRをするといいんじゃないかと感じます。歩いていても，私たちもPRしなくてはならないんだけど。そういうように感じるんですが。土浦市はPRが下手なのかもしれないですね。もうちょっと考えていただいて実行していただきたいなと感じました。以上です。

○**福田委員長** ありがとうございます。以上で文教厚生委員会を閉会します。皆さん長時間にわたりご苦労さまでした。